

保 護 者 様

市川市立市川小学校  
校長 蜂須賀 久幸

日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度」への加入について

日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度」は、学校の管理下で災害（負傷、疾病、障害または死亡）が発生したときに、災害共済給付（医療費、障害見舞金、死亡見舞金の支給）が行われる公的共済制度です。

つきましては、日頃より児童・生徒の健康安全には万全を期しておりますが、万一に備え、災害共済給付の適用を受けられるよう、下記の内容にご同意いただき加入していただきますようお願い申し上げます。

記

1 給付の種類と内容（災害共済給付の給付基準は、センター法施行令第3条によります。）

災害の種類	災 害 の 範 囲	給 付 金 額
負 傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が 5,000 円以上のもの	医療費 ●医療保険並の療養に要する費用の額の 4/10（そのうち 1/10 は、療養に伴って要する費用として加算される分）ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が異なる。）に療養に要する費用の額の 1/10 を加算した額 ●入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
疾 病	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が 5,000 円以上のもののうち、文部科学省令で定めているもの ・学校給食等による中毒 ・ガス等による中毒 ・熱中症 ・溺水 ・異物の嚥下又は迷入による疾病 ・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病 ・負傷による疾病	
障 害	学校の管理下の負傷または上欄の疾病が治った後に残った障害	障害見舞金 4,000 万円～88 万円 (通学中の災害は半額)
死 亡	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000 万円 (通学中の災害は 1,500 万円)
	<突然死> 運動などの行為に起因する突然死	死亡見舞金 3,000 万円 (通学中の災害は 1,500 万円)
	<突然死> 運動などの行為と関連のない突然死	死亡見舞金 1,500 万円 (通学中の災害も同額)

(\*見舞金は、令和2年度以降に給付事由が生じた場合の額です。)

2 学校管理下の範囲

- (1)授業中 (2)学校の教育計画に基づく課外活動中 (3)休憩時間中及び学校の定めた特定時間中  
(4)通常の経路及び方法による通学中 (5)寄宿舎にあるとき 等

### 3 給付基準

- (1)同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長 10 年間行われます。
- (2)災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から 2 年間行わないときは、時効によって消滅します。
- (3)損害賠償を受けたときや他の法令の規定による補償や給付（例えば、地方公共団体の条例等による乳幼児医療費助成制度・ひとり親家庭医療費助成制度）等を受けたときは、その価格の限度において、給付がされません。
- (4)生活保護法による保護を受けている世帯に属する義務教育諸学校及び保育所の児童生徒に係る災害については、医療費の給付は行われません。
- (5)高等学校の生徒が自己の故意の犯罪行為により、又は故意に負傷し、疾病にかかり又は死亡したときは、当該医療費、障害又は死亡に係る災害共済給付はされません。ただし、当該生徒または学生が、いじめ、体罰、その他の当該生徒または学生の責めに帰することができない事由により生じた強い心理的な負担により、故意に負傷し、疾病にかかり、または死亡したときは、この限りではありません。
- (6)高等学校の生徒が自己の重大な過失により、負傷し、疾病にかかり又は死亡したときは、当該障害又は死亡に係る災害共済給付の一部を行わない場合があります。

\*これは、センターの災害共済給付制度の概要を記載したものです。  
詳細は、ホームページをご覧ください。 <http://www.naash.go.jp/anzen/>

### 4 給付の手続き

「学校の管理下」で災害に遭い、病院にかかったときは、

- (1) 保健室で「医療等の状況」と「口座振替払申出書」を受け取り、「医療等の状況」は治療を受けた病院等で記入していただき、「口座振替払申出書」は給付金の振込指定口座を記入してください。
  - (2) 病院等で記入していただいた「医療等の状況」と、給付金の振込先口座を記入した「口座振替払申出書」を保健室に提出してください。
- ※「口座振替払申出書」は給付手続きを行うごとに毎回必要となります。

### 5 給付金の受け取りについて

災害給付金は、提出していただいた「口座振替払申出書」に記載されている口座に振り込まれます。

### 6 市川市の医療費助成制度について

学校管理下の災害は、日本スポーツ振興センターの対象になりますので、市川市の子ども医療費助成制度の申請はできません。医療費助成制度を先に申請してしまった場合は、学校にお問い合わせください。

### 7 共済掛金年額

	共済掛金	保護者負担額	市川市負担額
義務教育諸学校	9 3 5 円	4 6 0 円	4 7 5 円
特別支援高等部	2, 1 6 5 円	1, 6 0 0 円	5 6 5 円

\*義務教育諸学校：小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部・中学部

### 8 掛金の集金

6月の集金日に460円を集金いたします。

\*なお、日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度」への加入については、入学した年度において、すでに同意をいただいております。